



障害福祉サービスのご紹介

市では、障害者の方が安心して生活できるように、さまざまな障害福祉サービスを提供しています。その中でも、利用ニーズの高い、市が独自に行っているサービスを紹介します。

共に生き
共に支え合う
まちづくりを
目指して

社会参加のための 外出支援サービス事業

- 対象者 香南市に住所を有し、住民税が非課税の在宅者で、下記のいずれかに該当する方
 - ①身体障害者手帳1級・2級のうち障害により臥床している方、または車いすを利用している方で一般交通機関の利用が困難な方
 - ②療育手帳A1・A2
 - ③精神保健福祉手帳1級
- サービス内容 毎週月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時15分までの間(ただし、休日および12月29日から翌年の1月3日までを除く)で、社会参加のための外出に必要な送迎を行う。年間の総利用時間は30時間以内とする。
- 利用者負担額 なし。

在宅介護手当

- 対象者 家庭で常時介護を要する重度身体障害児者または重度知的障害児者を主として介護している方で、同居または同居に準ずる方
- 要件 次の要件をすべて満たす方
 - ①介護する方が香南市に住所を有し市民税非課税
 - ②介護を受ける方が市民税非課税世帯
 - ③介護を受ける方の属する世帯の生計を、主として維持する方が市民税非課税
 - ④在宅で月の内15日以上介護していること
- 手当額 月額8,000円

心身障害児福祉年金

- 対象者 20歳未満の心身障害児の保護者(現に監護を行う方)で、1年以上香南市に住所を有しかつ居住している方のうち、下記の手帳をお持ちの方
 - ①身体障害者手帳3級以上
 - ②療育手帳A1・A2・B1
 - ③その他法律により同等と認められる場合
- 手当額 月額4,000円

医療機関送迎サービス事業

- 対象者 香南市に住所を有し、住民税が非課税及び家族等の送迎が困難な在宅者で、下記の手帳をお持ちの方
 - ①身体障害者手帳1～3級のうち下肢機能障害・体幹機能障害によるもの
 - ②身体障害者手帳1級または2級のうち視覚障害によるもの
 - ③療育手帳A1・A2
 - ④精神保健福祉手帳1級
- サービス内容 月に1回、医療機関を利用するために必要な送迎を行う。
- 利用者負担額 香南市内は負担なし。高知市は上限5,000円を越える額。南国市、香美市、安芸市、芸西村は上限3,000円を越える額。
※要介護状態区分3～5の方は、高齢者介護課で同様のサービスがありますのでお問い合わせください。

春休み障害児長期休暇支援事業 「こはるクラブ」のお知らせ

「地域活動支援センターあけぼの」では、学校が長期の休みとなる期間、障害児をお預かりする事業を行っています。お子さんの安全に配慮し、体を動かして楽しめるプログラムを企画しています。

- 開催期間 3月20日(木)～4月4日(金)の平日
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 富家防災コミュニティセンター(野市町)
- 対象 小中高生
- 利用者負担 1時間につき100円
- 申込期間 2月1日(土)～2月28日(金)
(申し込み人数が20名に達した時点でお断りする場合があります)

申し込み・問い合わせ
地域活動支援センターあけぼの
☎0887-57-7180



国保税の最終は8期で、 納期限は2月28日です

(2月・3月に国保の資格を取得した人の場合は、納期限がそれぞれ3月末日・4月末日になります)



国 保は、病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるように、みんなで国保税を出し合い、それを医療費に充てるという助け合いの制度です。
国保は皆さんに納めていただいている国保税や国からの補助金などで支えられています。
納期限までに納付をお願いします。

特 別な理由なく、納期限から1年を経過しても滞納を続け、納税相談にも応じていただけのないような場合には「保険証」の返還を求めらるることになります。

その場合、代わりに「被保険者資格証明書」で治療を受け、医療費をいったん全額自己負担し、後で払い戻し(保険者負担分)の申請をすることになります。

納付書を紛失された場合は、再発行しますので、税務課・各支所にご連絡ください。

■問い合わせ
税務課国保税係 ☎57-8504

75歳からは後期高齢者医療被保険者です

後 期高齢者医療制度は、75歳の誕生日からご加入していただく医療保険制度です。(65歳以上75歳未満で一定以上の障害があると認められた方もご加入できます)
それまで加入していた国保などの医療保険ではなく、後期高齢者医療の被保険者証を医療機関等へ提示して、病気やけがの治療を受けることとなります。

◎被保険者証について

75歳の誕生日の前月20日頃に、被保険者証をみどり色の封筒で郵送します。
被保険者証は、一人に1枚ずつ交付され、誕生日当日から使用できます。(高齢受給者証は、必要なくなります)



納付書を紛失された場合は、再発行しますので、市民保険課、又は各支所までご連絡ください。

【保険料納期限】

後期高齢者医療保険料第8期の納期限は2月28日です。
(2月・3月に資格を取得した方は、納期限がそれぞれ3月末日・4月末日になります)
納期限までに納付をお願いします。

◎保険料の納付について

75歳の誕生日の翌月10日頃に保険料額決定通知書と納付書を郵送します。
(誕生日が4月・5月・6月上旬の方のみ、7月頃に郵送します)
国保加入時に口座引落の手続きをされている方は、医療保険制度が変わるため、引継ぎができません。お手数ですが、改めて金融機関で後期高齢者医療保険料の口座引き落としの手続きをしてください。